

旧優生保護法による 優生手術・人工妊娠中絶などを 受けた方とご家族へ

対象となる方に補償金等を支給します。

国会及び政府は、最高裁大法廷判決を真摯に受け止め、特定の障害や疾病のある方々を差別し、生殖を不能にする手術を強制してきたことに関し、日本国憲法に違反する立法行為を行い、執行し優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するという誤った目的に係る施策を推進してきたことにつきまして、深刻にその責任を認め深く謝罪いたします。また、これらの方々が人工妊娠中絶を強いられたことにつきまして、深く謝罪いたします。

補償金の支給

対象: 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人及びその配偶者(死亡している場合はその遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、^{ひまご}曾孫又は^{おいめい}甥姪))

支給額: 本人 1500万円 配偶者 500万円 ※事実婚などを含む

優生手術等一時金の支給

対象: 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人で生存している方

支給額: 320万円

※上記の補償金を受給した場合も支給する

人工妊娠中絶一時金の支給

対象: 旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた本人で生存している方

支給額: 200万円

※左記の優生手術等一時金を受給した場合には支給しない

【請求期限】 令和12年1月16日

具体的な補償金等の請求や相談については、県庁健康推進課やお住まいの県立保健所(支所)の窓口にお問い合わせください。

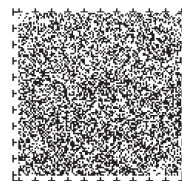
また、ご希望があれば請求手続きを弁護士が無料でサポートします。

県庁健康推進課や県立保健所(支所)の窓口については、裏面をご覧ください。

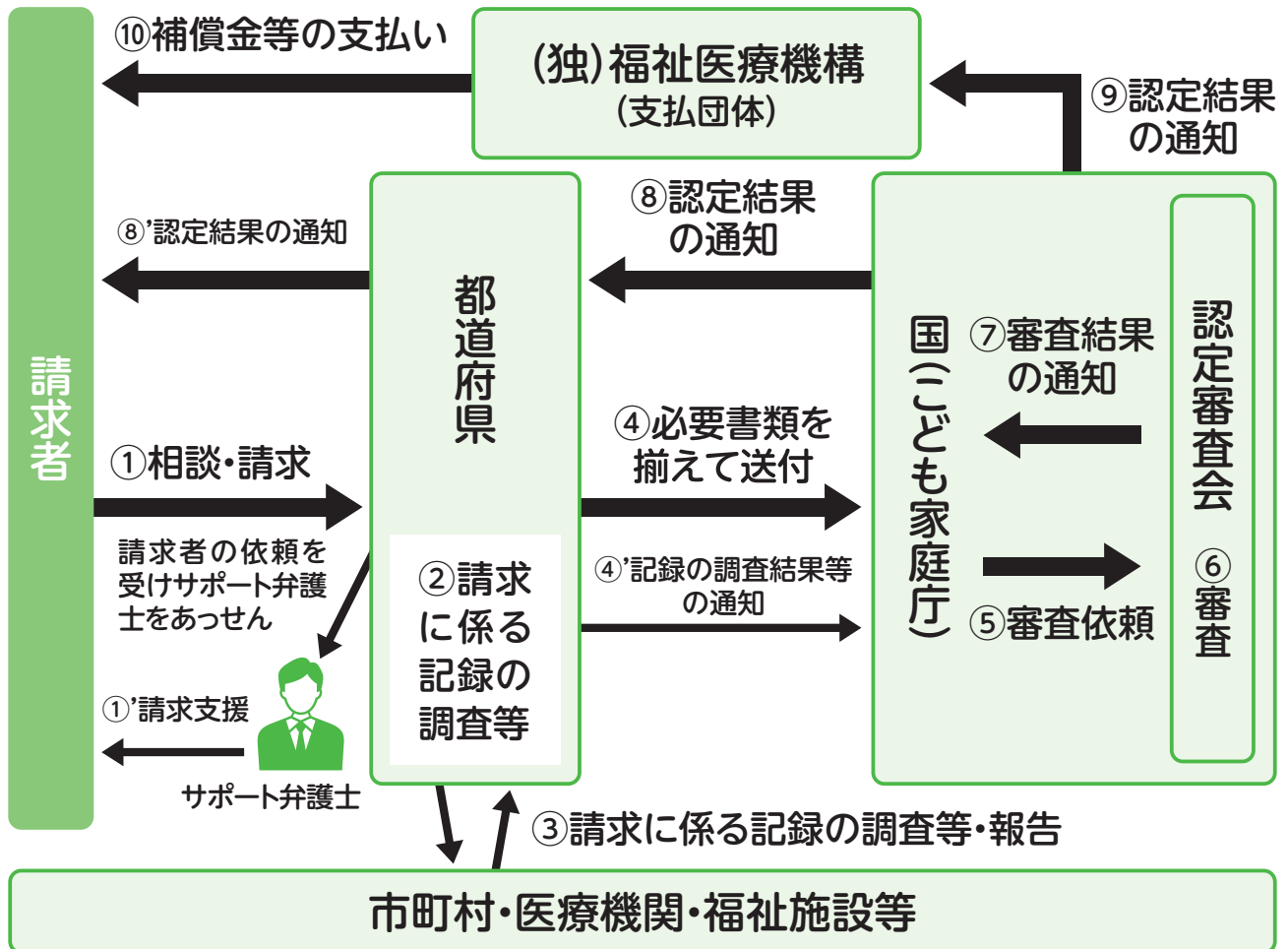
こども家庭庁・和歌山県

手話字幕動画は裏面に記載した特設サイトからご覧になれます。

このマークは、視覚に頼れない方などが使う音声コード(Uni-Voiceコード)です。



旧優生保護法補償金等の請求手続の流れ(イメージ)



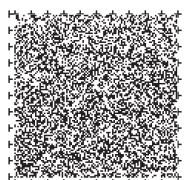
※上記の流れは、現在居住している都道府県内で優生手術・人工妊娠中絶を受けていた場合。現在居住している都道府県以外で優生手術・人工妊娠中絶を受けていた場合は、請求については現在居住している都道府県に対して行い、調査等については国(こども家庭庁)からの通知を受けて、優生手術・人工妊娠中絶を受けていた都道府県が実施。
 ※請求者が、記録等により補償金等の支給対象者に該当することが確認できる場合には、⑤～⑦は省略。

和歌山県 受付・相談窓口 一覧

電話番号及びFAX番号：下記のとおり メールアドレス：e0412001@pref.wakayama.lg.jp
 受付時間：9:00～17:45(月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。)

保健所名等	所在地	電話番号(直通)	FAX番号	管轄市町村
県庁 健康推進課	〒640-8585 和歌山市小松原通 1-1	073-441-2657	073-428-2325	和歌山市
海南保健所	〒642-0022 海南市大野中 939	073-483-8824	073-482-3786	海南市、紀美野町
岩出保健所	〒649-6223 岩出市高塚 209	0736-61-0049	0736-62-8720	紀の川市、岩出市
橋本保健所	〒649-7203 橋本市高野口町名古曾 927	0736-42-5440	0736-42-0886	橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町
湯浅保健所	〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅 2355-1	0737-64-1294	0737-64-1290	有田市、湯浅町、広川町、有田川町
御坊保健所	〒644-0011 御坊市湯川町財部 859-2	0738-24-0996	0738-23-3004	御坊市、美浜町、日高町、由良町、印南町、日高川町
田辺保健所	〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘 23-1	0739-26-7952	0739-26-7916	田辺市、みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町
新宮保健所	〒647-8551 新宮市緑ヶ丘二丁目 4-8	0735-21-9629	0735-21-9639	新宮市、那智勝浦町、太地町、北山村
新宮保健所 串本支所	〒649-4122 東牟婁郡串本町西向 193	0735-72-0525	0735-72-2739	古座川町、串本町

※各保健所の担当窓口は保健課(新宮保健所串本支所については保健環境課)です。



こども家庭庁旧優生保護法補償金等相談窓口

☎ 電話番号 03-3595-2575 📠 FAX 03-3595-2753
 ✉ メールアドレス kodomokatei.hoshokin@cfa.go.jp
 🕒 受付時間 10:00～17:00(月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。)

※窓口に関する詳細は、旧優生保護法補償金等特設サイトをご確認下さい。

旧優生保護法補償金等特設サイト
 (手話字幕動画もご覧いただけます。)

